

を提供できる体制づくりが必要である。

◎行政組織の改善について

①経営戦略会議（仮称）の設置／民間では常務会にあたる、市全体の経営について議論、決定する「経営戦略会議（仮称）」を設けること。

②職員組織の見直し／現在の市の組織は、担当が明確化される利点はあるが、縦割りで融通のきかない組織となり、職員数の増大にもつながっている。このため、グループ制の導入を検討すること。

③職員の流動的的人事と職員配置／地域局など、旧町出身職員のみを配置した職場の人事交流を促進すること。また、業務量の増大等に臨機応変に対応できるように、部局長が部局内の人事配置を行えるようにすること。

④昇格試験制度、人事考課制度の導入／昇格試験制度、人事考課制度の導入を検討し、平成19年度実施を目指すこと。

◎事務事業評価制度の導入（P D C A）
（注1）手法による管理

養父市が、限られた予算内での自治体経営を行うにあたり、総合計画、予算策定に連動した事務事業の評価と問題解決をシステム化するP D C A手法の導入は避けて通れない。

これらの手法に取り組むには課題が多く、かなりの時間を要すると推察するので、平成17年度から導入に係る調査・検討に着手すべきである。

導入にあたっては、職員の育成の観

点からも、安易な民間への全面委託は避け、職員主導で行うべきであると考えらる。

補助金・負担金の見直しを行うこと

補助金・負担金は、約900件、約87億円（全会計）となつている。中には、かつてのばらまき補助とも思われるものや、既得権化したもの、目的と内容が一致しない補助金等も見受けられる。補助金等が真に必要で有効なものかをチェックすることが必要である。

平成18年度においては、すべての補助金等を白紙に戻し、新たに審査・決定したうえで予算化することが必要である。審査の際には、義務的補助金、政策的補助金に区別したうえで、次のことを行い決定することを求める。

- ①補助金等を必要とする団体等には、必要とする理由を記載した補助金申請書の提出を求め、予算書と決算書の添付を義務づけること。
- ②団体運営助成等の交付にあたっては、3〜5年程度の期限を定めること。
- ③条例に定めのある補助金等は、条例の目的に則して評価し、成果や効果のないものは、大胆に廃止や改正の検討をすること。
- ④まちづくり事業に対する補助金の決定には、プレゼンテーション方式（事業の企画案についての提案を行うこと）

と）を導入し、積極的に支援すること。

⑤補助金等を支出し、市が委託して運行しているバス路線は、多くが不採算であり、利用状況も悪い。また、旧町で定めた運行体系がそのまま引き継がれている。養父市としての効率的な運行体系について「住民が現実にご利用しやすい交通手段の確保」という観点から見直し、タクシヤやシャトルバス（注2）の利用等を含め、補助金のあり方、運行制度を現実に即したものに改めること。

公共施設の管理と効率的な運営を図ること

養父市の公共施設の数には膨大なものとなつている。これらの施設については、指定管理者制度、民間への業務委託を推進することにより、効率的な運営を図るべきである。

改革の進行状況を点検する
市民組織を設置すること

行政改革は、継続した取り組みが必要であるが、改革目標は時間の経過とともに風化する恐れがある。また、社会・経済、国・県の行政改革の動向、自治体の仕組み等は流動的である。そのため、市民が進行状況や実施状況を点検できる組織の設置を求める。

注1・P D C A II 行政政策や企業の事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方。
注2・シャトルバス II 同じ区間を何度も行き来する、もしくは1施設から至近の駅・施設等への往復に使用される「路線バス」のこと。

養父市行政改革推進委員会委員

（敬称略）

氏名	氏名
会長	浄 慶 耕 造
副会長	濱 田 忠 司
	山 崎 た み 子
委員	草 薙 真 木 子
	栗 田 章
	高 階 文 男
	田 淵 広 次
	栃 尾 正 勝
	長 村 小 夜 子
	南 孝 夫
	宮 崎 賀 壽 弥
	宮 谷 吉 子
	守 本 竜 司
山 根 良 和	